

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目 次

公 告	ページ
○農地を利用する権利の設定に関する裁 定（3件）	1

-----  
公 告  
-----

農地法（昭和27年法律第229号）第39条第1項の規定により農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第40条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和8年5月22日

高知県知事 濱田 省司

- 1 裁定に係る農地の所有者等に係る情報  
登記名義人 中野 勲（死亡）
- 2 裁定に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積
南国市上末松字田島972番	田	1,904㎡
南国市上末松字田島973番	田	1,615㎡
南国市東崎字興休田499番1	田	991㎡
南国市前浜字長丁1184番1	田	3,068㎡
南国市前浜字高田1471番	田	1,183㎡
南国市前浜字藤緑田1914番1	田	538㎡
南国市前浜字藤緑田1914番2	田	634㎡
南国市前浜字江田1960番1	田	1,152㎡
南国市前浜字江田1961番1	田	602㎡

南国市前浜字江田1962番1	田	611㎡
南国市前浜字江田1963番1	田	1,067㎡
南国市前浜字金田1995番1	田	859㎡
南国市前浜字金田1996番1	田	1,047㎡
南国市前浜字金田1997番1	田	798㎡
南国市前浜字金田2016番1	田	876㎡
南国市前浜字金田2016番3	原野	125㎡
南国市前浜字金田2031番1	田	978㎡
南国市前浜字金田2036番	田	905㎡
南国市前浜字金田2037番	田	952㎡
南国市前浜字金田2045番1	田	654㎡
南国市前浜字金田2045番2	田	218㎡
南国市前浜字金田2079番	田	1,315㎡
南国市前浜字金田2083番	田	1,110㎡
南国市前浜字本吉2270番1	田	874㎡
南国市前浜字山越2613番1	田	1,141㎡
南国市前浜字山越2614番1	田	1,119㎡

- 3 利用権の内容  
田として利用
- 4 利用権の始期及び存続期間  
令和8年6月1日から5年間
- 5 借賃に相当する補償金の額  
1,249,150円
- 6 補償金の支払の方法  
利用権の始期までに高知地方法務局香美支局に補償金を供託する。
- 7 裁定により利用権を取得する農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人高知県農業公社 理事長 岡本 昌幸  
高知市丸ノ内一丁目7番52号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和8年5月22日

高知県知事 濱田 省司

- 1 裁定に係る農地の所有者等に係る情報  
登記名義人 島内 壽子（死亡）
- 2 裁定に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積
南国市物部字南中川原216番地	田	251㎡
南国市物部字南中川原217番地1	田	988㎡
南国市物部字北ノ池367番地	田	1,249㎡
南国市物部字北ノ池368番地	田	1,818㎡
南国市物部字北ノ池373番地	田	452㎡
南国市物部字北ノ池374番地	田	581㎡

- 3 利用権の内容  
田として利用
- 4 利用権の始期及び存続期間  
令和8年6月1日から3年間
- 5 借賃に相当する補償金の額  
80,085円
- 6 補償金の支払の方法  
利用権の始期までに高知地方法務局香美支局に補償金を供託する。
- 7 裁定により利用権を取得する農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
公益財団法人高知県農業公社 理事長 岡本 昌幸  
高知市丸ノ内一丁目7番52号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により農地を利用する権利

（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、  
同法第41条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和8年5月22日

高知県知事 濱田 省司

- 1 裁定に係る農地の所有者等に係る情報  
登記名義人 濱田 虎一（死亡）
- 2 裁定に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積
北川村野友字下神田甲989番地	田	187㎡
北川村野友字份屋舗甲988番地	田	124㎡
北川村野友字份屋舗甲985番地	田	275㎡

- 3 利用権の内容  
田として利用
- 4 利用権の始期及び存続期間  
令和8年6月1日から20年間
- 5 借賃に相当する補償金の額  
20,000円
- 6 補償金の支払の方法  
利用権の始期までに高知地方法務局安芸支局に補償金を供託する。
- 7 裁定により利用権を取得する農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
公益財団法人高知県農業公社 理事長 岡本 昌幸  
高知市丸ノ内一丁目7番52号